

給付算定基礎額残高通知書を送付しました



退職等年金給付は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ労使折半の保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。

年金の原資は、各月の標準報酬月額および標準期末手当等の額に付与率を乗じて得た額に、各月の基準利率による利子を加えた額を毎月積み立てた「給付算定基礎額」となります。

このように、給付算定基礎額は毎月積み立てられるものであることや、基準利率等が毎年改定されることから、年1回「給付算定基礎額残高通知書」を送付します。

1 通知内容

- 1 標準報酬月額
(期末手当等の額を含む)
- 2 付与額
- 3 利息
- 4 給付算定基礎額残高
- 5 有期退職年金算定基礎額
- 6 終身退職年金算定基礎額
- 7 付与率
- 8 基準利率



2 通知対象者

組合員および
年金待機者



3 送付物、送付方法とスケジュール

(1)送付物

給付算定基礎額残高通知書(圧着ハガキ)

(2)送付方法とスケジュール

毎年、5月頃に全国市町村職員共済組合連合会から送付します。

※年金待機者については、新たな掛金の納付がないため、退職時のほか35歳・45歳・59歳・63歳のときに通知します。

4 退職等年金給付制度の概要等について

退職等年金給付制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。



全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

<http://www.shichousonren.or.jp/>